

ん、これは従来型の研究を無にするのではなく、両者の相互補完によって意味ある議論が成り立つ。

当日の報告では検索画面も紹介しつつモラル・エコノミーの用法の変遷を明らかにした。帰納的にまとめると、用法Aは神学的な文脈で、神の定め、摂理による秩序という意味であった。中世ラテン語における *oikonomia* = *dispensatio* の継統とみられる。用法Bは一八世紀後半に現れ、世俗的な文脈で社会的な諸条件、有機的な秩序を指した。またB+として、倫理的な改善、有徳の生き方といった評価が付加価値として加わった用例がある。一七九九年ないし一八〇九年からは *political economy* と *moral economy* を並置した用法Cが現れる。社会的な資源の有効利用をめぐって連想された知のあり方である。ただし、決して二律背反ではない。一八〇九年に出現する用法Dは社会秩序をめぐる理念であり、一部の人々が抱懐し、一部の人々が拒絶した。

このように、キーワード検索により長期的な言説のコーパスを分析し、モラル・エコノミーの歴史的な変遷、多様な用法を確

認することができる（統計的処理になじむほど十分であるかどうかは、留保したい）。調査をふまえてトムスの議論を再審すると、二重の問題が指摘される。（一）トムスはモラル・エコノミー用語の長い一八世紀における多様性を考慮することなく、B+ないしDに限定して議論を組み立てた。（二）彼自身が挙証した一八三七年、チャールズ・テイストの記事を再読すると、たしかにB+ないしDの論述であるが、しかし、これは真正の *political economy* は *moral economy* を包含するべし、という議論をなしていた。

ここから導かれるのはE・P・トムスの脱神話化であり、今日の経済社会を批判する眼の相対化である。デジタル化により、いま歴史研究は革命的に変貌しつつある。

## 二〇一〇年度

### 史学研究会大会・総会の記録

史学研究会の二〇一〇年度大会・総会は、一月二日（火）午後一時から五時まで、京都大学文学部新館第三講義室において開催された。

総会では、夫馬進理事長による挨拶の後、泉拓良氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。庶務（吉井秀夫常務理事）からは、役員交代、今年度の例会実施について報告があり、来年度は四月十八日（土曜日）に「都市」をテーマとして開催することが案内された。また、六月の理事会・評議員会で承認された会則の改正案を提示し、総会の承認を得た。

編集（吉本道雅常務理事）からは、『史林』の刊行について報告があった。

会計（金澤周作常務理事）からは、二〇一〇年度予算の紹介、科研費申請の準備についての報告があった。

広報（谷川稯常務理事）からは、ホームページのリニューアル作業を進行中であり、今年度中には公開できる予定であるとの報告があった。

これに引き続き、公開講演が行われた。講演は次の二本であった。

杉山 正明氏

「マルコ・ポーロの実像」

近藤 和彦氏

「モラル・エコノミー論を歴史的に再考

する」

講演者紹介と司会は、それぞれ中砂明德評議員と金澤周作常務理事がつとめた。講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。昨年に続き本年も盛況で、一五〇名以上の参加者を得ることができた。

公開講演ののち、吉川真司理事が閉会の辞を述べた。大会終了後、オープンな立食形式の懇親会が開かれた。

(文責 吉井秀夫)

## 史学研究会会則

(二〇一〇年一月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1 総会・大会・例会等の会合

2 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内(内常務理事四名)、監事二名、評議員

四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によって選出され、総会の承認を受けるものとする。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・編集・会計・広報の各事務を担当する。

監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より嘱託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員は任期は、委員(任期一年)を除き、二年とする。但し、再任をさまざまにしない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の二種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することが出来る。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時

(2) 会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあてる。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附 則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動